

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	児童虐待・DV対策等総合支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度		担当課室	家庭福祉課		小野 太一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(厚生労働事務次官通知 平19.12.3 厚生労働省発雇児第1203001号) ○児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知 平17.11.11 雇児発第11111001号) ○子ども・子育てビジョン(平22.1.29 閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該補助金では次の事業を実施している。①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦児童養護施設の退所者等の就業支援事業、⑧身元保証人確保対策事業、⑨婦人相談員活動強化事業、⑩売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑪児童虐待防止医療ネットワーク事業(詳細は別添参照) ○実施主体: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ①~⑦ ○補助率: 1/2 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村 ①のうち一部事業 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ⑧ 都道府県・指定都市 ⑩ 都道府県、市 ⑨ 都道府県 ⑪							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	2,508	2,121	2,168	3,652	3,948	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,508	2,121	2,168	3,652		
	執行額	1,742	1,921	2,166				
	執行率(%)	69.5%	90.6%	99.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は統合補助金のため、自治体の各々のニーズに応じた事業を実施するため、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	児童家庭支援センター運営等事業実施数		活動実績	件	82	87	92	集計中
	婦人相談員活動人数		(当初見込み)	人	843	880	827	集計中
単位当たりコスト	-		(円/)	算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	児童虐待防止対策支援事業等	3,003	3,250	<児童虐待防止対策支援事業等> 児童家庭支援センターのか所数の増等				
	婦人相談員活動強化事業等	649	698	<婦人相談員活動強化事業等> 婦人相談員の増等				
	計	3,652	3,948					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間の取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上げるようにする観点から、国が率先してその推進を図る必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	交付要綱に基づき、国が1/2補助することとなり、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱に基づき、本事業の実施に必要な経費のみを補助対象としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	複数の事業を統合した補助金を交付するものであり、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とし、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図るものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検結果	児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策は、被虐待児童やDV被害者等の身体・生命に関わる施策であり、国として確実な実施を保障する観点から、また、これらの対策の対象は声が小さく、立場が弱い方々であるため、自治体間に取組の格差が拡大しないようにし、かつ、その取組の水準が大幅に後退することなく全体として引き上げるようにする観点から、国が率先してその推進を図っていくことが必要である。また、自治体のニーズもあり、優先度の高い事業である。					
	自治体は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)」の規定に基づき、事業実績報告書及び歳入歳出決算書抄本を厚生労働省に提出することとされており、これらの提出書類の内容により支出先の用途を確認し、さらに必要に応じて自治体からその内容の聞き取りや参考となる資料の提出を求め支出状況の確認を行っている。 他の点検結果についても妥当であり、活動実績についても、児童家庭支援センター運営等事業実施か所数においては、平成22年度82か所、平成23年度87か所、平成24年度92か所と増加しており、婦人相談員活動人数についても毎年800人を超えていることから、児童虐待防止対策、要保護児童対策、DV・女性保護対策をより一層推進していくため、引き続き当該事業を実施する必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0401	平成23年	0360	平成24年	0308	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
2,166百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定等 〕



【補助】

A: 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、
市、市町村
2,166百万円

〔 児童虐待・DV対策等総合支援事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
児童福祉諸費	児童虐待防止対策支援事業等	230			
女性福祉諸費	婦人相談員活動強化事業等	17			
計		247	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	福祉保健費国庫負担金	247		
2	東京都	福祉保健費国庫負担金	99		
3	北海道	福祉保健費国庫負担金	57		
4	兵庫県	福祉保健費国庫負担金	55		
5	千葉県	福祉保健費国庫負担金	55		
6	神奈川県	福祉保健費国庫負担金	51		
7	埼玉県	福祉保健費国庫負担金	49		
8	川崎市	福祉保健費国庫負担金	49		
9	大阪府	福祉保健費国庫負担金	47		
10	愛知県	福祉保健費国庫負担金	46		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

児童虐待・DV対策等総合支援事業

～ 一般会計 ～

2,168,037千円 → 3,652,047千円

【主な内容】

従来安心こども基金において行ってきた事業（下線の5事業）を平成25年度から当初予算化して実施。

①児童虐待防止対策支援事業の充実

- ・ 児童の安全確認等のための体制強化事業（新規）
- ・ 児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業（新規）
- ・ 児童虐待防止対策研修事業の対象事業拡大

※ 従来安心こども基金において行ってきた「児童の安全確認等のための体制強化事業」、「児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業」、「児童虐待防止対策強化のための資質向上事業」について、児童虐待防止対策支援事業の中で実施

②児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設（新規）

③児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設（新規）

1. 事業の目的

各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設することにより、児童虐待防止対策・DV対策等の一層の推進を図る。

2. 対象事業

（1）児童虐待防止対策支援事業（一部新規）

児童相談所等の専門性等の確保・向上等を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬等の補助等を行うための事業。

（2）ひきこもり等児童福祉対策事業

ふれあい心の友訪問支援事業（メンタルフレンドの派遣）、ひきこもり等児童宿泊等指導事業（一時保護所等に宿泊又は通所させ集団的に生活指導等を実施）。

（3）児童家庭支援センター運営等事業

地域に密着した相談支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じるための事業。

（4）里親支援機関事業

里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチングなどの委託の推進、里親の資質向上や委託里親への支援などを行う事業。

（5）基幹的職員研修事業

社会的養護関係施設に配置する基幹的職員の資質確保等のための事業。

（6）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（新規）

各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施を支援。

(7) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業（新規）

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る。

(8) 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する子どもや女性が安心して、就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業。（施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が保険会社と契約し、その保険料を補助。）

(9) 婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費。

(10) 売春防止活動・DV対策機能強化事業

DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関ネットワーク事業、婦人保護施設退所者自立生活援助事業、休日夜間電話相談事業、法的対応機能強化事業、外国人DV被害者・人身取引被害者を支援する専門通訳者養成研修等。

(11) 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の虐待対応体制の整備の底上げを図るための事業。

3. 補助根拠 予算補助

4. 実施主体

- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市（3の(1)～(7)の事業)
- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（3の(1)のうち、児童虐待防止対策研修事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、児童虐待防止対策強化のための広報啓発事業)
- ・横浜市（3の(1)の事業のうち、虐待・思春期問題情報研修センター事業)
- ・都道府県・市・福祉事務所設置町村（3の(8)の事業)
- ・都道府県・市（3の(9)の事業)
- ・都道府県・指定都市（3の(11)の事業)
- ・都道府県（3の(10)の事業)

5. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1／2）

（身元保証人確保対策事業のうち母子生活支援施設については国1／2、都道府県1／4、市及び福祉事務所設置町村1／4）

定 額（3の(1)の事業のうち、虐待・思春期問題情報研修センター事業）